

# 創価大学つばさ保育所 対象児童の拡充について

平成 28 年開所した「創価大学つばさ保育所」について、利用状況の推移および、各所からの利用希望の声を鑑み、学内保育所管理運営委員会で検討し、平成 29 年度 9 月以降、月極め保育（法人枠）および一時保育の対象児童を、以下のとおり拡充いたします。

## 【従来の対象児童】

- 月極め保育（法人枠） 創価大学および創価女子短期大学の専任教員を保護者とする児童
- 一時保育 同上

## 【平成 29 年 9 月以降の対象児童】

- 月極め保育（法人枠）  
創価大学および創価女子短期大学の専任教員・専任職員を保護者とする児童
- 一時保育  
創価大学および創価女子短期大学の専任教員・専任職員・非常勤講師を保護者とする児童

## 【案内方法】

- 非常勤講師への案内 29 年 8 月末日付 学内メール （添付資料：非常勤講師各位）
- 専任職員 29 年 8 月末 部課長会議 （添付資料：部課長会議資料）

また、男女共同参画推進センターHPに上記案内を掲載します。

<http://www.sankaku-center.soka.ac.jp/>

## 【応募方法】

該当する保育所利用希望者は、平成 29 年度募集要項（男女共同参画推進センターHPに掲載済み）に基づき、学事部研究支援課学内保育所募集係（担当：森 内線 6026）へ平成 29 年度 保育所入所申込書（月極め保育）・一時保育登録申請書を提出してください。

## 【申込期間】

平成 29 年度内の利用については、随時と致します。

平成 30 年度の募集については、別途、平成 30 年度募集要項に基づき実施いたします。

なお、月極め保育、一時保育共に、定員を越えた場合等、事情によりお断りする場合がありますことを予めご了承ください。